

第20号を迎える『大学図書館研究』

—— 論題にみる大学図書館の問題史 ——

岡 崎 義 富

1

『大学図書館研究』は通巻20号を迎える。歳月にしての10年は短い期間ではない。大学図書館のもつ諸問題についてその対応の仕方もこの期間に相当に激しい変化が起っている。主観的には歴史の現場のどの時点に立つ者も自分自身を変動期にあるものとして意識するであろうが、国際的な比較の視点からみる場合、戦後のわが国の技術的な発展が客観的に極めて急速な変化を遂げていることは間違いない。その一つの側面として図書館の機能についていうならば、永い歴史をもつヨーロッパ、また近代的な図書館システムと機械化による情報処理の技術に高い水準を示す米国の現状もデューク以来100年の久しい伝統の上に立つものである。一方これに比較し、日本の近代的図書館の歴史を戦後の『米国教育使節団』以来の30数年の期間とみる場合、加速度的な変化がわれわれの課題として日常的に意識されてきたのは当然のことであった。そして戦前の図書館と比較し、その思想についてまったく変ったと云ってよいだろう。最近の大学図書館の施設は欧米のものと比較し、優るとも劣らないものが多くみうけられる。しかし、残念ながら、そこで扱う学術情報においてなお不十分であることを認めざるを得ないであろう。利用可能なデータベースの量からみてその8割が米国のものであると云ってよい。

『大学図書館研究』（以下『研究』）の1号から17号まで編集委員の末席をけがしたものとして、それぞれの編集委員会において必ずしも明瞭には意識されなかったことも、この10年をいま振り返りかえてみると、情報化時代と称される状況に対応する思想の変化は、現実はともかく相当に急速な流れを示していることが、紙上において読みとることができる。

その第Ⅰ期は第1号昭和47年(1972)～第8号昭和50年(1975)までで、この期間は国立大学図書館協議会（以下「協議会」）の司書職制度調査研究班（以下「研究班」）が編集を実質的に担当した期間である。「研究班」は長期にわたる司書職制度に関する調査研究作業の結果をまとめ『研究』3号に報告し記録的な長期活動に一応の終止符を打った。この時期の「協議会」は大学紛争の渦中にとりあげられたテーマを中心的課題とする「新しい大学図書館像」特別委員会が活動を続けており、また学術審議会学術情報分科会が『学術情報の流通体制の改善について』（報告）を提出し（3・4号）、大学図書館改善協議会（相互協力専門部会・機械化専門部会）が昭和48年度大学図書館改善協議会報告を提出し（6号）、紙上にはPPBS的考え方に基づくハウスキーピング業務の機械化についての論文が発表されるなど、一つの過去の清算と新しい時代の特徴がうかがわれる時期である。そして8号からは公立大学図書館協議会が編集に参加し『研究』の守備範囲が拡大される時期でもあった。

第Ⅱ期は第9号昭和51年(1976)～第15号昭和54年(1979)で司書制度調査研究班の併任的作業として進められてきた『研究』の編集作業が新しく独立した編集委員会の発足によって若干の委員の参加した新組織に移行することになる。そして学術情報と大学図書館の問題（10号）に実質的な取り組みが開始される時期である。現場においては学術雑誌の全国的・地域的視野に立つ収集と整備、拠点校の設置、学術雑誌総合目録の整備が進み、書誌情報の機械化についての諸問題が真剣に検討される段階に入ってくる。更に学術審議会が『今後における学術情報の在り方について』の中間報告を発表する（15号）など、学術情報問題への対応が学術雑誌の整備によって具体的にあらわれる時

期である。

第Ⅲ期は第16号昭和55年(1980)～第19号昭和56年(1981)で、学術審議会の上記の答申が1月に提出され、学術情報システムの構想が明確に打ち出される。データベースの共同利用及び独自のデータ作成とそのインプットを目標とする個別の図書館の領域を越えるトータルシステムへの指向とその実験——特定研究「大学図書館における情報処理トータルシステムの開発」が進行する時期である。更に第19号においては「図書館情報大学」の特集にいたっている。

以上の3期に分けて、編集委員としての任期中とりあつかった主題について回想してみたい。

2

第Ⅰ期。『研究』の創刊の経緯については、当時の司書職制度調査研究班 深川恒喜主査の「創刊由来記」(第1号)に詳しい。「研究班」の歴史はその前史を省略し、全国国立大学図書館館長会議の下での活動に限ってみても昭和49年(1964)以来、創刊の時点で8年間に及ぶものである。館長会議はその後国立大学図書館協議会となり、昭和45年(1970)には「研究班」は『大学図書館の業務分析』を発行した。これは司書職を専門職とするための仕事の第一歩として、大学図書館における仕事の特徴を記述し専門性をもつ職務の内容を抽出し、それを示したものである。制度としての確立は、それからの研究課題であった。昭和46年(1971)には司書職の定義をまとめ職位の在り方をも定め、その案に対するアンケート調査を「協議会」内で行い、第19回の「協議会」総会に報告した(第2号)。これは単なる待遇改善のものではないため、報告の内容は決して低い水準のものではなかった。そこで現実論の立場の人からは、何人、何処にこの適用を受ける専門職としての大学図書館司書が存在するのかが強く問われる結果となり、いわば潜在を顕在化する必要に「調査班」としては迫られたのである。その顕在化の場がなくてはならない。研究を発表し切磋琢磨の機会を整えることは、決して迂遠な方法でなく、この制度の確立のためなすべき仕事の一部であると考えられた。しかし『研究』発行の必要性が意識されたのは、このことのみではない、「協議会」における研究や施策、総会・理事会で議論される

重要な問題が図書館の現場まで伝えられる機会がない、一方現場での貴重な経験や研究が流れにくく共通の資源とならないこともあげられた。

以上のような認識が確立されたものの、『研究』刊行までの過程ではなお克服されなければならぬいくつかの問題や危惧の念があった。第1に編集の問題がある。既に深川主査は、提案する以上、その時点の状況からは「研究班」がその任に当る覚悟をしていた。また原稿の収集について、現場の日常の仕事に最大限の努力を払っている人達が執筆する可能性があるか、仕事に対して第三者的な論評にたける人物の台頭を促す結果に終わらないか、実際に原稿が集まるであろうかなどの問題が何度も議論された。

第2に、財源の問題がある。印刷発行、その他諸々の仕事に相当額の経費が想定される。その負担をどう考えるか、発行部数もこの種の雑誌では多くの部数を期待することはできない。確実な数は読みとることはできないまでも図書館数、分館数など幾度も計算された。編集委員会は、「研究班」の作業を時間延長の形で行うとし、原稿料については郵送料程度の支出を見込む程度とする。それでも実費の回収が果して可能であろうかなどの心配があった。当然ながら、「協議会」の予算は不足しており、それを期待しているわけではないが、会長館(東大)に対しては有形無形の負担を強いる結果となることも十分に予想された。これに対する朗報は財団法人文献普及会の岡田理事からもたらされた。経費について一切普及会の負担で行ってもよい。第1号、第2号については特に経費についてリジットに考えなくてよいとのことであった。そして、見透しとして健全な発行には500部程度は定着した購読部数が必要であるとの経験談もあった。1,000部までは手弁当の覚悟で行うとする「研究班」としての意志はこれで固まったのである。

第3の問題はこの雑誌及び編集委員会の「協議会」組織における位置付けであった。司書職制度調査研究班の意図する専門職の研究発表の場と、「協議会」の広報的機関誌としての性格は同じ範疇に属さないことは明瞭で「研究班」の意欲だけでは組織的に透明なものにはなりえない。

深川主査がたまたま出席できなくなった「協議会」の理事会でこの発刊についての提案説明を代

行した筆者はこれらの問題について覚悟はしていたものの相当地に痛烈な質問を浴せられた。第1の問題については、本来切磋琢磨の場なら、学会誌として独立して行うべきものであり、「協議会」の組織内で考えるべきものでない。第2、財政的な負担の最終責任はどこで負うのか、第3「協議会」の機関誌であるなら、本来「協議会」の事業報告、調査研究班等の報告事項に限られるべきものであり「協議会」の予算内において考えられるべきものである。しかしその場合専門職の論文など掲載しないことも又当然であるとするものであった。しかし、当時の松田会長は好意的に議事を進め「協議会」の理解の下に、編集の主体は国立大学図書館協議会ということで、ここに記念すべき『研究』第1号の発刊が実現することとなったのである。

「研究班」内では『研究』の編集事務は当時の教育大学の岡部紀夫委員が担当することとなり、昭和46年(1971)の秋から編集企画の作業が開始された。文献普及会の岡田理事、岡部委員の協力で、図書の背を象徴する表紙のデザインも出来上り、「協議会」会長 東大今井館長、文部省情報図書館課 吉川課長及び松田前会長の挨拶をいただき、これまでの意図を具体化した『研究』の枠組みができ上った。①研究論文、②岸本賞(国立大学図書館協議会賞)、③国立大学図書館協議会関係の資料、④現場の声として《私のデスクから》、そして⑤協議会のニュースの柱が出来上ったのである。

「研究班」は第2号において「司書官制度提言の基本的資料と読者へのお願い」としてそれまでの研究調査の結果を報告しこの問題に対する意見を求めた。その意見をまとめ更に調査活動を続け「諸外国における大学図書館司書職に関する調査」(第8号)に至る一連の作業を行なった。

加えて、大学紛争以来、大学改革の作業の一環としていくつかの大学図書館でみられる改革案についての調査を実施し、第2、第3号に掲載した。

「協議会」においては大学改革の潮流のなかで、「新しい大学図書館像」特別委員会が「協議会」内に設置され、北大の今村館長の担当のもとで“大学図書館の理念について”精力的検討が行われていた。今村館長は「新しい大学像のなかで図書館の占めるべき地位は、まだ一向に明らかとな

っていない」としながらも、情報化時代の到来の項において、「情報検索システムの発達により、全国的又は国際的なネットワークが、各大学の図書館をつつみ込んでゆくことであろう。われわれの画く図書館の未来像も、このことと無縁ではあり得ない」といった展望を下している(第17回総会資料1976)。

この頃PPBSケース・スタディとして昭和46年度(1971)において予算化された電算機 FACOM 230-15 が大阪大学に既に設置されていたが、一方中小規模の図書館の機械化に情熱を傾けた柿沼良介氏の所属する群馬大学でHitac 1が彼の手で動き始めた。そして小型コンピュータによる業務処理の論文が第1号に報告された。第2号ではMARC II 磁気テープの使用法が倉橋英逸氏により紹介され、更に第3・4合併号及び第5号で群馬大学の機械処理システムの動きがフォローされた。柿沼氏の精力的な活動は注目の的であったが、昭和54年の3月若くしてこの世を去った。また第6号では東京工業大学、京都産業大学における電算機の稼働が報告されており、機械化の本格化が明瞭となりはじめた。

昭和48年(1973)6月12日、新潟市、晴、第20回国立大学図書館協議会総会の懇親会から抜け出した司書職調査研究班の委員すなわち編集委員はホテルの和風の喫茶室に集合した。敷かれた毛氈の色に比して話題は明るくなかった。500部で採算が合う1,000部が目標の胸算用に対し、岡田理事から伝えられた第1号の販売部数は目標の2割そこそこであった。大学図書館及び分館の数は何度も数えられていたし、「協議会」の事務局も大いに宣伝に努めてくれ、あらゆる会合の機会をとらえて購入方懇請の努力を払ってきたのであるが、その結果としては、少ない感じであった。同様の努力を続けること、また推薦状、申し込み用紙の配布、地区の会合への連絡など部数を伸ばすための方法が毎回の編集委員会での課題となった。200から300部への重い時代が続いた。事務局もありとあらゆる会合の機会に申込書を配布してくれた。岡田理事からある書店が担当部を引き受けてくれたことが伝えられた。しかし狭い需要の範囲ではそれは直接購読の振り替りにすぎないこともあった。第8号まで編集の中心となって活動し、したが

って、編集後記をそれまで書き続けて来た岡部委員は、最後に「具体的に言うと本誌の発行に関する経費はすべて学術文献普及会がもたれ協議会からは一円もでていない。学術誌の発行は採算のとれないもの……この事情のもとであえて「普及会は」発行をひきうけて下さった。……原稿料が少ないという御不満も、こうした事情を十分理解し……一部でも部数のふえるよう御協力を願う次第である」と記している。

広告を掲載する方法もあった。しかし、それなしで行くべきだとする古武士的な考えが委員のなかで固まっていた。

昭和48年(1973)、公立大学協会図書館協議会の参加について問題の提起があった。「研究班」による『研究』の発足の経緯からも当然よみとれることであるが、原稿募集の要項には応募資格として「国立大学図書館の職員、その他大学図書館の研究者」となっていた。編集委員会としては、その他大学図書館の研究者のなかに公私及び図書館学者等による優れた論文を大いに盛り込むことを想定し、また、公立及び私立の館界ニュースは掲載してきていたのであるが、その時点での実力や、「協議会」との関係を含め国立のみの線で当分は進める態勢を実質的にとってきたのである。公立の参加については、その時点で組織がより複雑となるとの意見も正直に内部にはあった。しかし協力関係の強化が今後の図書館界の発展に必要なことは否定の余地はない。「協議会」理事会の承認を得て第8号から『研究』の表紙に公立大学協会図書館協議会の名が併記され、またそれに従って原稿の応募資格にも公立大学の図書館職員と明記されるようになり、購読数も30部のびる結果となった。

第8号には、わが国では数の少ない図書館建築の権威であった佐藤 仁教授(横浜国大)の計報がのっている。図書館員がままたらぬ図書館建築の設計における施設当局との対応の過程で教授の理論を当時として後ろ楯にしたものは多かったことであろう。

中庭を通して古い赤煉瓦の壁がみえる。晴天でも曇っていても室内の明るさにそう変りはない。いくどとなく委員会が開かれ、ふと眼が外に向い

たとき窓にうつるみなれた東大図書館会議室の風景である。『研究』のイメージアップのため表紙デザインを公募した。応募は少なかったが、東大事務局の守田部長の努力で同大の職員のなかから数点が提出された。編集委員会が長びいて既に暗くなっていたこの会議室の黒板に応募作品をはりつけ、かなり長時間感想を述べあったのをよく記憶している。この表紙新デザインは三島真一氏のもので Library の L のブロックの組みあわせであり、第10号から使用された。

3

第Ⅱ期。編集体制が新しく確立され、『研究』の発行は第Ⅱ期に入る。2号雑誌と呼ばれる危機は理由はともかく一般論として存在するのであろう。『研究』も発行が遅れ第3・4号は合併号を出す結果となった。しかしこの時点を過ぎると十分とはいえないまでも安定した状態が続くようになり発行部数も少しづつ増加の傾向がでてきた時期である。

司書職制度調査研究班の深川主査が残務報告を終了し、拍手に送られて壇上を去ったのは昭和51年(1976)の名古屋における「協議会」の第23回総会であった。司書職制度に関する特別委員会の出発の昭和39年(1964)から起算すると12年にわたる記録的委員会活動であった。実質的な編集を担当した「研究班」は「協議会」の組織としては存在しなかったのである。これよりさき、「研究班」は既に第22回の総会 昭和50年(1975)において編集作業が片手間の形で続行されるべきでないこと、今後は本格的な組織が確立されるべきであることを強調してきた。この頃になってやっと目標の1,000部には余程遠いものであったが600部の普及をみることができた。「研究班」は、第2号に掲載した調査研究報告のあと外国における司書職制度のアンケート調査を行い、そこで得られた資料と歴史的な展望をまとめて最終の総括的研究報告をする予定であった。実現しなかったが、その一部分として外国における司書職制度の調査を第8号に「諸外国における大学図書館司書職に関する調査」として報告し、そしてまた第11号に「戦後の大学図書館における司書職制度問題に関する史的展望」として岩猿委員が執筆し掲載している。さて、第9号から新編集委員会が発足すること

となり、そのとき、以下のことが確認された。①『研究』は「協議会」の準機関誌であること、②新しく編集委員会を設け、公立大学協会図書館協議会から推せんされた委員をふくめ構成する、③委員は「協議会」から10名、公立から2名とする、④「協議会」からの委員は、常務理事会の推せんによる、⑤委員は個人の資格で参加する、⑥委員会の委員長は関東地区の理事館の館長とする、⑦委員会に委員長代理をおくことができる、⑧委員の任期は2年、再任を妨げない、⑨事務局は「協議会」の事務局としての東大図書館事務部があたる、以上の9項目が新しい出発に対する取り決めであった。新体制の委員長は筑波大の大饗館長、委員長代理は当時の東工大の藤井事務部長があたり、司書職の「研究班」から2名残り(岡部・岡崎)、引継ぎとして深川 元主査が数回編集委員会に出席した。岡部委員はまえま前から地方のニュース、人材の発見の必要性を強調しており、この機会に会長名で「協議会」の地区連絡館の推せんする人を地区レポーターとして委嘱することが承認された、しかし正直にいうと交替が早く実質的な協力を得ることは困難であった。

この第9号には自から館長としての卒業論文と称する元千葉大学石田周三館長の「わが国の大学紀要についての報告」が掲載され、又イリノイ大学の牧野泰子氏による海外よりの第1号の投稿があった。

若手の委員が加わった新委員会による事実上の第一作は第10号である。特集「学術情報と大学図書館」は次元の高いテーマである。前年10月の広島大学で開かれた「協議会」理事会で〈図書館活動にデータベースを取り上げることの可否〉について激しい意見の交換があった。それは一つの特集のテーマへの端緒であった。ここでそれ以前の流れを整理してみる必要がある。石川 亮氏が解説を付し、昭和48年(1973)第3/4号に学術審議会学術情報分科会報告「学術情報の流通体制の改善について」の報告全文を掲載している。わが国の学術情報の流通体制の立ち遅れに対してその現状を分析し、一つの解決への方向性を指向したものである。伝統的図書館の個別の努力の限界を示し、マクロの視点から効率的な資料の収積を可能とするため、個別図書館をつつみ込む一つの構造化を示し、それを利用・制御するための二次

情報の処理を別の組織として電算機技術を背景に開発し、横断的に結合して行くシステムの描写であった。この構想を足下にまでさげて現実の課題として考えると前者は図書館の相互協力の推進であり、後者はハウスキーピングとして徐々に導入されている電算機について、将来のネットワークを射程距離におく必要があることである。この問題意識は昭和48年(1973)度の「大学図書館改善協議会報告 相互協力専門部会・機械化専門部会」(第6号)に現われている。

学術情報のキャリアとして学術雑誌のもつ重要性はいうまでもない。敏速を必要とする雑誌論文の利用改善について The British Library Lending Division の Barr 博士は昭和51年(1976)10月来日し、BLLD が逐次刊行物12万タイトルを保有し、英国内の協力図書館の後援のもとに申し込みの約90%の充足度をもち、通常48時間以内に処理することができるとその自信のほどを披瀝した(第9号)。これは大きな刺激であったし、『学術雑誌総合目録 自然科学欧文編1975年』がマニュアル方式から電算機を利用した編集に変わったときでもあり、そして速効性のある学術雑誌の全国的な視野での網羅性についての検討など雑誌についての論文が、この時点で数多くみられるようになる。

BLLDの方式、雑誌の目録の電算機による編集などの動向をみると図書館が問われている課題は、情報量の飛躍的な増大に比例してスライデンスケール式に規模を拡大することではなく、その質的な変化であることがわかる。この問題意識と解決へのアプローチを大学のトップにある人、大学図書館の管理責任者(館長)、現場の人はどう取り組もうとしているのか、これが特集のテーマ「学術情報と大学図書館」であった。そして、そのあとこの特集に対する反応(第12号)も編集の計画に組み込まれた。またこのような特集の発行については「協議会」の総会における研究テーマとの関連も考慮される必要がある。図書館活動のそれぞれの時点における肝要な問題を検討してもらう必要がある。そのため、その年の最初の号は6月の総会以前にすなわち館長が総会に参加する前に十分眼を通す時間的余裕をもって発行されなければならない。藤井委員長代理は遅れがちな発行の時期に対してその是正を求め大いに叱咤した。

この期間の特徴的な論題をみると次の通りである。

OCLCの成果についてのオハイオ州立大学 森田一子氏の興味ある論文など共同のデータベースの検討などのそれを含みつつ、第11号において顕著なのは電算機処理を含む外国雑誌についての論文が3件（野田：外国雑誌購入業務の電算機処理、熊沢：雑誌管理のため電算化システム、慈道：学術雑誌の収集に関するアンケート）もあがる結果となったことである。いうまでもなく、昭和52年（1977）7月以来、文部省は「協議会」の要望書に応える形で外国雑誌購入費の予算配分を行っており購入の対象雑誌について、①学内共同利用のもの、②特定学問分野について地域拠点大学において地域の共同利用とするもの、③特定学問分野について全国拠点大学において購入し全国利用に供するものの3種とし全国的な視野で学術雑誌の網羅性を確保する施策を実行しつつあった。この動きはわが国における学術情報政策の一つの具体的萌芽であるとみえる。

この施策の進行に伴って現場から近藤禎視男氏の「学術雑誌の全国的、地域的運用の問題点とその方向」、谷村章子氏の「農学における外国雑誌の選定について」が第14号に掲載された。第15号には永芳弘武氏が「九州地区国立大学における外国雑誌購入状況調査」を報告している。第16号には同じく九州地区国立大学 継続受入外国雑誌目録の編成について福富・岡の両氏が執筆し、これとは角度を変えた外国雑誌購入価格統一に関する考察が宮坂 寛氏によって投稿された。この流れは第17号に至って、学術雑誌の拠点校の報告として、理工学系の一次資料の収集については東京工業大学の内藤氏、医学・生物学については大阪大学の松浦氏を中心となってまとめられている。

この時期にはまた「学術雑誌総合目録 人文・社会科学欧文編」のデータベースの作成が進められる時期である。

この期間のいくつかの印象的論題をあげると、図書館建築において「現行基準」の改訂を求める声が第20回「協議会」総会であがり、昭和40年（1965）の「国立大学図書館施設計画要項」が再注目された。これを契機としてこの施設計画要項

の前に出た大学図書館の基本的考え方を示す昭和27年（1952）の「国立大学図書館改善要項」をまず見直す作業が順序としては適切であるとの立場から「協議会」は昭和49年（1974）1月に「大学図書館改善」調査研究班を発足させた。19回にわたる会議、調査活動の後「国立大学図書館改善要項改訂のための試案」が昭和52年（1977）の総会に発表された（第12号）。この調査研究班の主旨ははじめ一橋大の小泉 明館長で、後に小泉館長は同大の学長に就任したため昭和50年増淵龍夫館長がこれに代った。その小泉学長が昭和52年（1977）に、また元東大高木貞二博士が昭和50年（1975）10月に、同伊藤四十二博士が昭和51年（1976）6月に亡くなられ東大安藤良雄館長はこれらの人々の計報を執筆した（第10号）、短期間に図書館活動に尽力した大きな人物を失ったのである。

筑波大学の大饗館長は新体制の初代委員長として意欲十分な出発であったが、次の年、昭和52年（1977）特集の企画のあと館長を代られ委員長代理東大の藤井事務部長も代り、委員長は東京工大の本庄五郎館長、その後同大伊藤四郎館長となり、実質的に委員長代理の黒住 武事務部長が運営にあたった。部長は大いに若手委員の自由な意見を入れる姿勢で編集業務を行った。

仙台が震度5の強震にみまわれたのもこの時期である。昭和53年6月12日宮城県沖地震は仙台市民を揺り動かし、被害は東北各県に及んだ。東北大学の長尾公司事務部長から図書館の状況がなまなましい多数の写真を添えて報じられた。雑誌にとって極めてニュース性の高い情報であった。書架の倒伏、将棋倒しになったものなど写真を提供し、公表データと実感など参考となる体験報告が第13号にのった。

この時期にはまた協議会の図書館機械化調査研究班が第25回（筑波）の協議会総会昭和53年（1978）に最終報告書を提出した。この報告書は翌年紀伊国屋書店から図書として発行された。この班も昭和43年（1968）以来の長期の活動をした委員会であった。

4

第Ⅲ期。第16号以降をもって第Ⅲ期とする理由はコンピュータを利用するトータルなシステムへ

の動向が顕著となる時期とみるからである。大学図書館の協同機械化については松村多美子氏による「大学図書館の協同機械化—SWALCAP—」紹介が第12号に、中山和彦氏の「学術情報のネットワークと大学図書館の将来」が第13号に、田辺広「国立国会図書館開館30周年記念図書館協力ネットワークに関する国際シンポジウム」の紹介が第14号に掲載され、学術審議会「今後における学術情報システムの在り方について」中間報告が第15号に提出されており、この報告が昭和55年1月に提出され、文部省では「学術情報センター」を中枢機関とするシステム設計のスタートを切った。「センター」の事務の内容は①国内国外の学術情報データベースがオンラインサービスで利用できるようにすること、②国内の学術情報データベースの作成と国際的なデータベースへのインプット、③一次情報の有効利用のための目録・所在情報の作成とサービス、④研究者、研究課題等のデータベースによるクリアリングサービスなどである。

まず大学図書館の情報処理トータルシステムの実験として各大学における機械化の特徴の総括とLC/MARC データベースの各大学における利用、検索実験、またオンライン学術雑誌総合目録処理システムの検討が、文部省科学研究費補助金を得て昭和53年度(1978)に開始された。これについては柴田正美氏が「学術情報処理のトータルシステムをめざして」として第15号にその背景と意図を概説している。前回の昭和48年の学術審議会学術情報分科会の報告に比して実現へのかかわりに強い布石が打たれている。

第13号から黒住部長に代って一橋大学の田辺広事務部長が委員長代理となった。いうまでもなく同氏は協議会の機械化調査研究班の主査であり、機械化に対する強い関心のあったことはいうまでもない。第17号においては永田治樹氏が「情報システムとしての国文学研究資料館」、石井啓豊氏が「オンライン図書館ネットワークにおける典拠コントロール」、郡司良夫氏が「PRECIS について」、また出来上った「学術雑誌総合目録 人文・社会科学欧文編」、データベースについては、中心となってその編集作業をした柴田正美氏が、更に日本語の処理について上田修一氏が日本語書誌デ

ータの作成について筑波の事例を、石山 洋氏はNDLの漢字情報処理について JAPAN/MARCの事例についてそれぞれ論述している。機械化特集ともいうべきこの第17号の内容はその機械化の技術がハウスキーピングのみでなく文献情報処理の段階に達していること、そしてその具体的内容が論議されていることが大きな特徴であるといえる。

データベースの利用による検索の効率化はそれに伴う一次資料の利用可能な状態が確保されない限り利用者にとっては単にフラストレーションの扉が開かれるだけである。個別の機械を横継するデータベースには正に横継の利用の可能性が確保される必要がある。この相互協力、相互利用の問題は古くて新しく、そして総論賛成各論反対の典型ともみるべきものである。第6号において昭和48年度(1973)の「大学図書館改善協議会・相互協力専門部会」の報告が掲載されていることは既に触れたが、この報告の内容は相互協力の理論でなく実行のための具体策を議論したものであった。その後、国立大学等図書館間相互における文献複写についての経理面での改善が実現し(第14号)、「協議会」には「図書館相互協力」調査研究班が作業を続けていて、昭和54年度(1979)の報告「国立大学間における図書館相互利用制度の整備について」が昭和55年(1980)6月総会に提出された(第17号)。これは相互協力(利用面での)の機能を個別図書館の業務内に位置付けるための努力であった。一方「国公立大学図書館相互協力連絡委員会」が昭和53年(1978)の「協議会」理事会の協議により一橋大田辺事務部長を準備委員長として発足、協力委員会の委員長は名大横越館長が就任した。国公私にわたる連絡関係を密にすることの必要性については、一橋大小泉館長のもとにおいても発想されていたことであったが、ここにその実現をみたのである。そして重要な事実は、「大学図書館協力ニュース」の発行である。『研究』が年2回の発行であってニュース性に欠けることはいうまでもない、『研究』の機能については研究論文を主とする、そして資料・記録について従来同様にその役割を果たす、一方「協力ニュース」は国公私にわたって館界の動き、会議の予告等ニュース性の高い記事を取りあげることを

目的とするこの機能分担による効率化は大学図書館界にとって自からの情報に責任をもつ一つの大きな前進であった。「ニュース」第1号は昭和55年（1980）5月6日、国公私の大学を意味するUを三つ重ねたシンボルマークをつけて国公私の大学図書館に送られることとなった。

第19号の特集のテーマは「図書館情報大学」である。筆者は、この編集には既に携わっていない。しかし、3期に分けて『研究』がこれまで掲げてきた論題を発展史的に記述してきたものによってこの特集は当然の帰結であるというより結語を綴るには幸運である。

われわれは学術情報の処理についてトータルなシステムを一つの課題とする段階に進みつつあることをみた。更にマクロな視点にたっていることは情報化社会と呼ばれる状況のもとで第一に情報量の増大にはますます拍車がかかるであろう。次に何よりもすべての行動について情報の価値と必要性が問われるであろう。そして一層複雑化する社会においてこの情報を処理し利用が可能なシステムを準備することは社会的に極めて重要な役割であることがわかる。このシステムを動かして行くためにはこのような課題にとり組み、現代の技術を駆使する、いうならば専門職としての新しい資質が期待されるであろう。図書館の機能は情報を蓄積し必要な場合にそれをひき出すことのできる状態を確保することである。その本質は同じであるが、求められる情報が流通する速度、量、質は伝統的な技術が守備しうる範囲をこえていることも明確である。

米国の出来上っているデータベースを一べつすることによって、わが国のデータベースの国際的なシェアが経済及び技術の水準に比して小さいこ

とを痛感する。資料の収集と検索のためソースを領域ごとに開発し行っているこの米国の情報処理方式の一つの特徴は歴史的にみると、件名の有効な利用の経験が、その根底にあるようにみえる。かつて、英国の大学が高度な分類の体系を理解し得ない人間は大学として必要としないというエリート教育の方式とは対蹠的である。米国では複雑化する社会構造を支えるために平均的な知識の水準を高める必要を認め、そのため必要情報への直接的な接近を広い利用者にかつ容易に求められる方策の導入は、米国の今日築く社会的先見として作用していたとも考えられる。また、一方、英国を中心とする18世紀の出版物の総合目録の作成計画（ESTC）が経済的に深刻な状況の下で壮大な事業を支える文化の深さを思わせる。

わが国の技術的な水準は特にコンピュータなど世界的に最高のものである。しかし図書館や学術情報の整備の面ではそれに比較して極めてアンバランスな状態で、すべてこれからの課題である。情報処理の具体的な解決が技術に依存することはいうまでもない。しかし、そのことは単に定量的な通信の量・速度・精度だけの問題ではなく、科学的な判断の素材として人間の行動に情報のあり方が大きな影響をもつことにおいて、また素材としての情報と頭脳との関連における知識の構造そのものに接近することにおいてポスト産業時代の新しい文化への糸口としてこの優れて総合機学的課題に取り組む新しいこの大学への社会の期待は大きいであろう。

<57.3.26 受理, おかざき・よしとみ

兵庫教育大学助教授>